

介護職員研修受講支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年7月10日付け27地福第319号、27介第210号）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、介護保険法に定める介護サービス事業（指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、介護保険施設、指定介護予防サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業、指定介護予防支援事業）のいずれかを運営する法人（以下、「介護サービス事業者」という。）が、介護の職場において無資格で就労する職員の資格取得を支援する場合において、介護職員初任者研修又は実務者研修受講費用の一部を補助する「無資格で就労する介護職員に対する資格取得支援事業」の実施について交付要綱に定めのあるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、介護サービス事業者とする。但し、市町村（一部事務組合を含む）は対象外とする。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、規定等により資格取得費用の助成制度等を具備している介護サービス事業者が、その制度等に基づき、介護職員初任者研修又は実務者研修を介護職員（介護職員初任者研修については採用予定者を含む）に受講させ、その費用を事業者が全額負担する場合とする。なお、補助対象は別に定める期間内に研修を修了した場合に限る。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、介護職員初任者研修又は実務者研修受講費用とする。本事業で対象とする受講費用は、研修指定事業者が「学則」において規定する受講料及びテキスト代のみとする。受講料及びテキスト代以外の補講料、再試験料、交通費等は補助対象外とする。また、本事業以外に受講費用の補助または割引が行われる場合は、割引後の受講費用を補助対象経費とする。

(補助率)

第5 補助率は、受講費用の1/2以内（補助上限 介護職員初任者研修 42,000円/1人、実務者研修 60,000円/1人）とする。

(補助対象人数)

第6 補助対象人数は、予算の範囲内で別に定める。

(事業計画の提出)

第7 補助を受けようとする介護サービス事業者は、別に県が指定する日までに、予め事業計画を提出するものとする。なお、様式は交付要綱に定める事業計画書とする。

(調整)

第8 第7により、介護サービス事業者から提出された事業計画の合計額が予算額を上回る場合には、補助対象人数の調整を図ることとし、その方法は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年11月25日から適用する。